

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・ 5
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・ 13

平成26年1月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京空港交通株式会社 代表者鈴木光男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区日本橋箱崎町22-1 (平和島営業所) 東京都大田区平和島6-1-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日 車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年11月13日及び平成24年12月18日、死亡事故惹起を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4) 運行表の記載事項義務違反(運輸規則第27条第2項)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社トーショー 代表者岩田敏雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都小平市天神町3-10-3 (東京営業所) 東京都小平市鈴木町1-55-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送第94条第1項
(6) 違反行為の概要	平成25年6月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	朝日自動車株式会社 代表者神崎満
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区押上1-1-2 (菖蒲営業所) 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字西堀1280-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年12月19日、死亡事故惹起を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 1 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社協和観光 代表者福本寿
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐828-3 (相模原営業所) 神奈川県相模原市南区麻溝台2-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成25年1月25日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社麻生リース 代表者高橋保夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺東6-13-24 (本社営業所) 神奈川県川崎市麻生区下麻生3-48-17サンハイツ1階
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成25年1月31日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	ドリーム交通有限会社 代表者村田武
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父市寺尾1867 (本社営業所) 埼玉県秩父市寺尾1867
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年11月26日及び平成24年12月18日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社三笠商事 代表者笠原宏平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父市下宮地町19-10 (本社営業所) 埼玉県秩父市下宮地町5314-7
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日 車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成24年12月14日及び平成25年1月10日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)初任及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社仁科観光 代表者仁科成実
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市大字川寺475-13 (本社営業所) 埼玉県飯能市大字川寺475-13
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成25年1月30日及び平成25年2月20日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	すみれ観光バス株式会社 代表者内田佳憲
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県大里郡寄居町桜沢1251-5 (本社営業所) 埼玉県大里郡寄居町桜沢1251-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成25年7月16日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	まえばし芳賀バス観光有限会社 代表者吉田晋也
(3) 事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県前橋市五代町408 (本社営業所) 群馬県前橋市五代町408
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 95日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成25年1月18日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第19条の2)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社茅ヶ岳観光バス 代表者深沢誠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県北杜市明野町上手4269-1 (本社営業所) 山梨県北杜市明野町上手4269-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成25年10月7日及び平成25年10月30日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈平成25年12月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20131202	富士急山梨ハイヤー株式会社 代表者三浦政秀	山梨県富士吉田市松山4-6-29	吉田営業所	山梨県富士吉田市松山4-6-29	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年8月28日及び平成25年9月17日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20131205	有限会社韭崎タクシー 代表者山本 英雄	山梨県韭崎市本町2-12-7	本社営業所	山梨県韭崎市本町2-12-7	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年7月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20131212	有限会社高根タクシー 代表者浅川 誠	山梨県北杜市高根町清里3545-1371	本社営業所	山梨県北杜市高根町清里3545-1371	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年9月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20131217	サンタクシー株式会社 代表者馬場 正治	神奈川県横浜市中区かもめ町20	本社営業所	神奈川県横浜市中区かもめ町20	文書警告	道路運送法第27条第1項	平成25年8月30日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)